

介護人材確保基盤整備事業（案）について

1 事業の趣旨

高齢者数がピークとなる平成 37 年に向けて、介護職員を質・量ともに高めるためには、介護分野を魅力ある職場に改善していく必要があります。

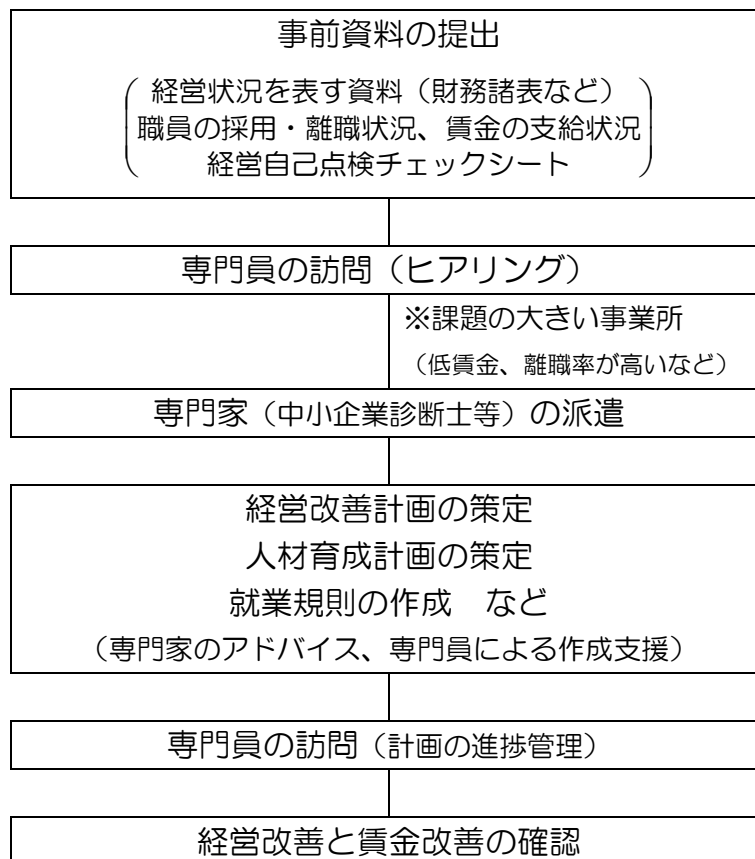
しかし、安定した経営基盤が確保されないと十分な労働環境の整備ができないことから、介護事業所の経営基盤の強化を図ることを目的として、専門家によるアドバイスなどの支援を行います。

2 事業の内容

事業所の課題を洗い出し、専門家らのアドバイスにより課題解決を目指します。

特に、経営基盤が脆弱なことから賃金が低く離職率も高い事業所に対して、中小企業診断士などの専門家の支援により、経営改善計画を作成し、経営の安定を図り、賃金などの労働環境の改善を目指します。

3 事業の進め方



4 対象事業所

3年間（H26～28）で介護職員がいるすべての介護事業所（約 600 事業所）を訪問。

国・都道府県・市町村・事業者の主な役割

国

- ・介護報酬改定等を通じた処遇改善の取組等、4つの視点に基づき総合的に施策を推進
- ・介護保険事業（支援）計画の基本指針と連動した福祉人材確保指針や介護雇用管理改善等計画の見直し
- ・介護人材の需給推計ツールの提供など都道府県への支援

都道府県

- ・介護保険事業支援計画等に基づき、介護職員の研修など、4つの視点からの取組
- ・必要となる介護人材の需給推計の実施
- ・関係団体や関係機関などを集めた協議会の設置運営

市町村

- ・事業者の介護人材確保に向けた取組の支援
- ・生活支援の担い手を増やしていくための取組

事業者（事業者団体）

- ・選ばれる事業所となるための魅力ある職場作り等も含めた介護職員の処遇改善への取組
- ・業界自らのイメージアップへの取組
- ・業界全体としてマネジメントに関する情報の提供と意識改革
- ・複数事業所が共同で採用や研修を行うなど事業所の連携強化

取組の4つの視点

視点①：参入の促進

介護業界のイメージアップの推進、介護職員の専門性に対する社会的認知度のアップ、情報公表や適切なマッチングなど多様な人材が就労できるような裾野を広げる取組 等

視点②：キャリアパスの確立

研修の受講支援や法人の枠を超えた人事交流の推進などのステップアップやキャリアパスの確立 等

視点③：職場環境の整備・改善

介護職員の負担軽減のための介護ロボットの開発促進やICTを活用した情報連携の推進・業務の効率化などの職場環境の整備・改善 等

視点④：処遇改善

介護報酬の改定を通じて、介護職員の更なる処遇改善を図るとともに、事業者による取組の促進策を検討 等

平成26年度 通所介護事業所等における農作業活用促進事業（案）について

県では、通所介護サービス事業所における、野菜づくりなど自然に触れる農作業を活用した高齢者の健康づくりと地域交流の活動を支援しています。

平成26年度からは、対象施設・事業所を広げ、農作業を活用した健康づくりをさらに推進する予定です。

《事業の概要》

○対象施設・事業所（※下線施設がH26から拡充予定）

通所介護事業所、サービス付き高齢者向け住宅、経費老人ホーム、有料老人ホーム、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

○対象事業

通所介護事業所等が実施する農作業（耕作の準備から植え付け、日常的な管理、収穫、翌年度の準備までの一連の作業）

[要件]

- ・通所介護事業所等の農作業用地を地域に開放し、地域の高齢者が一定数（概ね5人以上）参加し、施設等の利用者と共同で農作業を行う
- ・収穫物等を活用した地域交流を行う

○支援の内容

①農作業に必要な農具等の器材、種苗・肥料等の材料の購入経費について補助
補助額 耕作面積（5㎡以上）に応じて県が定める額（上限80,000円）

②耕運機の購入経費について補助

補助額 80,000円（上限）

- 要件
- ・概ね60㎡以上の農地または概ね10㎡以上の未耕作地（3年以上放置された旧農地を含む）を利用する場合
 - ・通所介護事業所に耕運機がなく、地域の農作業参加者からの借用もできない場合

③指導者の派遣（派遣費用は県が負担）

派遣回数 年5回まで

指導内容 農作業や栽培管理の指導

指導時間 4時間以内／回

○平成26年度募集事業所

30程度（平成25年度に実施した事業所は除く）

実施事業所の募集は、3月中旬頃から行う予定です。